

社保通信をお届けします。P1.....検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

## 検討委員会からのお知らせ

- ・エナメル質初期う蝕管理加算(+260点)を算定した月は、機械的歯面清掃処置(歯清)やフッ化物洗口指導加算(F洗)やフッ化物歯面塗布処置(F局)の算定はできません。

### 社保委員会のひとこと

同一歯に対しエナメル質初期う蝕管理加算と充填の同月算定はできません。ただし同月内であってもエナメル質初期う蝕管理加算を算定後、予期せぬ「歯の破折」等をやむを得ず充填が必要になった場合に限り、充填の算定が可能です。

- ・同一初診中における同一歯に対する充填とシーラントの算定について
  - ①同日の場合は、どちらか主となる処置での算定となります。
  - ②先にCR充填を行い後日、別窩洞にシーラントを行った場合は、充填とシーラントをそれぞれ算定できます。この場合「CR充填後、別窩洞にシーラント」等の摘要欄記載をお願いします。
  - ③先にシーラントを行い後日、別窩洞にCR充填を行った場合は、シーラントとKPでの算定となります。この場合「シーラント後、別窩洞にCR充填」等の摘要欄記載をお願いします。※同月内であっても②と③の取扱いで算定していただいて差し支えありません。

### 社保委員会のひとこと

- ・同一初診内でも6ヶ月経過すれば、シーラント後であっても充填が算定できます。
- ・シーラントは歯種にかかわらず20歳まで算定できます。また、シーラント後3ヶ月(中2月)経過すれば、再度シーラントが算定できます。

- ・感染根管処置や抜髄に対する浸麻料(30点)や麻酔薬剤料の算定は、たとえ同時に歯肉息肉や歯肉ポリープの除去を行った場合であっても不可となります。ただし同時に歯の破折片除去を行った場合については麻酔薬剤料のみ算定可能となります。

病名「歯の破折-Per」「歯の破折-Pul」

- ・根管貼薬時に必要があつて行われた浸麻については、浸麻料(30点)と麻酔薬剤料の算定は可能です。

### 社保委員会のひとこと

根貼時に浸麻料と麻酔薬剤料を算定した場合、摘要欄への記載は必要ありません。